柏市公設総合地方卸売市場条例第 39 条及び同施行規則第 45 条に基づき、以下の事項について公表いたします。

1 営業日及び販売時間

営業日 市場が定める開場日といたします。

販売時間 朝市 7時00分~11時00分

夕市 15時00分~17時00分

2 取扱品目

青果物及びその関連物品

3 生鮮食料品等の引渡しの方法

出荷者に対しては、受託契約約款若しくは当事者間の個別契約、買受人に対しては、当 事者間の個別契約によるものとします。

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者及び売買参加者が 負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者に対しては受託契約約款、買受人に対しては当事者間の個別契約によるものと します。

5 生鮮食料品等の販売に係る代金の支払期日及び支払方法(条例施行規則第 44 条に規定する決済の方法に則したものに限る。)

当事者間の個別契約によるものとします。

6 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

柏市の指針に基づき交付いたします。